

警察・議会情報公開訴訟・仙台高裁で逆転勝訴



高裁判決を受けての記者会見



旅費、食糧費文書の開示

仙台市民オンブズマン 副代表 弁護士 齋藤 拓生

1 警察・議会情報公開訴訟は、情報公開条例の実施機関となっていない警察・議会の文書であっても、予算執行関係文書に関する限りは、情報公開条例の「公文書」に該当するのではないかと、より具体的には、同項の「実施機関において管理している」との要件を充足するのではないかと争点とする訴訟である。

原告である仙台市民オンブズマンは、「警察・議会の予算執行関係文書も、地方自治法上、予算執行権限が知事に専属する以上、法的には、知事の管理のもとにあると評価できるのであり、公文書に該当する。」と主張した。

これに対し、被告宮城県知事は、「本件各文書は、議会ないし警察本部が、宮城県議会事務局処務規程ないし宮城県警察文書取扱規程に基づいて保管、保存しているから、公文書ではない。」と反論していた。

2 本件訴訟では、本件各文書の公文書性を認め、予算の調製執行に関する権限が知事に専属することを明確にさせ、情報公開の光を予算執行事務の全域に行きわたらせ腐敗根絶を期するの、それとも、保管場所にこだわって、本件各文書の公文書性を否定し、情報公開の闇の部分を残すのかが鋭く問われていた。

しかるに、一審の仙台地裁平成10年4月14日判決は、説得力ある理由を何ら示さないまま、県議会事務局及び県警本部の予算執行事務に関する事務についても被告知事の権限が及ぶことと、被告

知事がこれらの事務に関し作成される文書について、県条例にいう実施機関としての立場に立つか否かは別個の問題であるとして（右両者が別個の問題であるか否かこそがまさに中心的争点であったにもかかわらず）、本件各文書は条例2条2項の「公文書」に該当しないと結論付けてしまい、仙台市民オンブズマンは、全面敗訴した。

右仙台地裁判決は、宮城県財政課食糧費情報公開請求訴訟第一審判決（仙台地裁平成8年7月29日）が、個人識別型の条例の文言にのみとらわれないで、情報公開条例の趣旨に即して、非開示事由規定の合目的解釈を行い、公的懇談会の出席者名の全面公開を認め、いわゆる官官接待根絶に向けた第一歩を切り開いたのとは、まさに好対照の判決であった。

3 仙台市民オンブズマンでは、右仙台地裁判決に対し、即日控訴した。

オンブズマン

No.12 / 2000年6月15日(木)

発行 仙台市民オンブズマン
仙台市民オンブズマンタイアップグループ
〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F
宮城地域自治研究所内
TEL (022)227-9900 FAX (022)227-3267
<http://www.hitplaza.netSPACE.or.jp/doc/omb/index.htm>
e-mail:s-ombuds@zeus.netSPACE.or.jp

控訴審では、「警察の組織的な不正経理、組織的な不祥事隠蔽工作が、後を絶たないことは周知の事実である。しかも、マスコミ等で報道されるのは、あくまでも氷山の一角にすぎない。人権保障、自由の保護、公共の安全と秩序の維持を目的とする警察組織において、何故、そのような違法行為が絶えないのか。その答えは、あまりにも明らかである。警察情報について、情報公開制度を用いた市民による監視が一切行われていないからである。情報公開制度を用いた市民による監視の必要性は、議会についても全く同様である。しかも、議会又は警察本部の予算執行に関連する文書が、情報公開条例2条2項所定の『公文書』に該当するとの控訴人の主張は、地方自治法、情報公開条例、宮城県財務規則、その他関係規程の文言、趣旨に極めて合致したものであり、法解釈として十分正当なものである。決して、立法論ではない。それにもかかわらず、原判決は、議会又は警察本部の予算執行に関連する文書が、情報公開条例2条2項所定の『公文書』に該当することを否定し、情報公開制度を用いた市民による監視の途を完全に遮断してしまった。原判決の判断は、食糧費情報の公開に積極的な一連の司法判断と比較すれば、司法の職責放棄との批判を免れない。」と一審判決を厳しく批判した。

平成12年3月17日の仙台高裁判決は、仙台市民

オンブズマンの主張を排斥した原判決を取消し、公文書該当性を認めた。当然ではあるが、警察の予算執行関係文書の公文書該当性を高裁レベルで初めて認めた画期的判決であり、高く評価することができる。

右高裁判決は警察・議会の出張旅費関係文書に関するものであったが、右高裁判決を受けて、警察・議会の食糧費関係文書についても、仙台地裁平成12年4月25日判決で、同様の判断が示された。

右2つの判決は、いずれについても、知事が上訴を断念したため、確定した。したがって、宮城県に関する限り、警察・議会の予算執行関係文書の公文書該当性は、確定したといえる。

4 右2つの判決をうけて、浅野知事は、警察・議会の食糧費関係文書及び出張旅費関係文書についての開示決定を行ったが、警察関係文書については、誰が、何のために、どのように税金を使ったのかを市民がチェックするために必要な情報の大部分が非開示となっており、2つの判決が、公文書該当性を認めた趣旨が大きく減殺されており、到底容認できない開示決定となっている。

仙台市民オンブズマンでは、今後、現在開示された情報の分析を通じて不正不当な税金使用の洗い出し作業に取り組むとともに、情報公開審査会への不服申立や取消訴訟によって不当な非開示決定を是正することに取り組むことになる。



高裁判決文の検討会



高裁判決 祝勝会



地裁判決の日 地裁門前にて



地裁判決を受けての記者会見

政務(県政)調査費について

仙台市民オンブズマン 日出雄平
副代表 税理士

昨年10月の宮城県議会各会派(自民クラブを除く)との政務調査費に関する懇親会の結果、その使途については、より一層の公開が必要との認識で一致した事をふまえ、私達は昨年12月22日、再度透明性確保のための申し入れを県議会議長及び各会派に行いました。

これに対し、社民・共産・みやぎニューウェブの会派以外は、内容の検討中等との理由で各事項に関する具体的な回答は未だ寄せられておらず、対応の鈍さを感じております。

この様な状況の中、本年5月24日、異例のスピードで地方自治法の一部が議員立法により改正されました。その内容は次の通りです。

1. 地方公共団体は、条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できるものとする。この場合において、当該政務調査費の交付の対象・額及び交付の方法は、条例で定めなければならないものとする。

2. 1の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出すること。

(尚、この法律は平成13年4月1日より施行する予定です)

この改正に伴い、もし、現状でのチェック体制等に何らの改善がないままに、条例等が制定された場合には、地方自治法が政務調査費を単に議員の第二歳費であるというお墨付きを与える結果となります。このことは、税を負担する市民にとって絶対に許されることではありません。そのため私達は、今後この政務調査費の透明性が確保されない形で県や市の条例等の制定がなされない様に、公開質問や申し入れ等の具体的行動を行って市民に問題提起をしていきたいと考えております。

地方自治法の一部を改正する法律(平成13年法律第10号) (地方自治法改正) 第1条
本法は、地方公共団体の議会の活性化のため、議員に対する会費の増徴及び議員に対する政務調査費の交付及び人口減少対策の推進等の影響の軽減に資するため、その主な内容は次のとおりである。
一 国会に対する地方議会の定数の増徴の増徴
二 地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件につき議員が調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に調査費を交付することができるものとする。
三 条例による政務調査費の交付
一 地方公共団体は、条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるものとする。
二 当該政務調査費の交付の対象・額及び交付の方法は、条例で定めなければならないものとする。
三 政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出すること。

議会各会派代表者会議結果報告書全面開示

仙台市民オンブズマン 松下明夫
弁護士

昨年7月1日から施行された「宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例」に基づき、仙台市民オンブズマンが議会各会派代表者会議結果報告書の開示を請求したところ非開示とされ、宮城県議会議長に対して異議申し立てしていた。オンブズマンの意見陳述を経て情報公開審査会は開示せよとの答申を出し、ようやく議会は本年3月23日、右報告書を開示した。その内容は、議員の「県政調査費・旅費関連文書が『公文書』なら絶対君主制になってしまう。」といった発言等その政治感覚を如実に示すものであり、森総理の例を引くまでもなくこのような議員の生の声が県民の前に示

されてこそ、県民も議員と議会を監視することができる。本申立が県議会の情報公開に対する試金石たることの意味は確認できたが、県議会是非開示に固執していたものであって、県民の側に顔を向けていたとは到底言えない。今後も、議会に対しては右議会情報公開条例を活用して監視の目を緩めてはならないと考える次第である。



情報公開審査会での意見陳述会場にて

納税者よ怒れ²

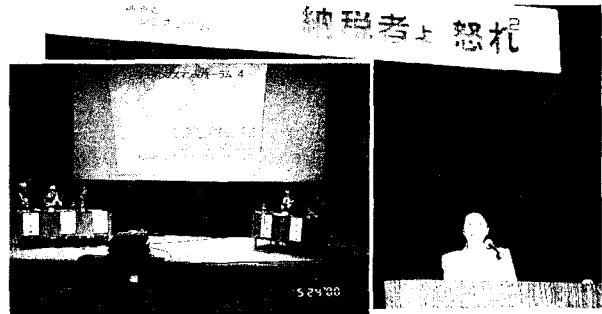
「官遊地」(塩づけ土地)問題でフォーラムを開催

仙台市民オンブズマン・
タイアップグループ副会長 中田 美智子

5月24日、「仙台市民オンブズマン・フォーラム4 “納税者よ怒れ?”」と題し、講演とシンポジウムが行われた。官遊地(塩づけ土地)をテーマにジャーナリストの櫻井よしこさんの講演とあって、130名余の市民が参加された。

全国の自治体の「土地開発公社」が所有している土地の1/3以上が5年以上使用していない「塩づけ土地」であること。

川崎市では、市民の保養地を建設する目的で、岩手県東和町の山間地46000㎡を6500万円で購入、8億円をかけてボーリングしたが温泉は掘り当てられず放置されていた。やっと政策を見直し売却に出したが買い手もないことなど、他都市の具体的な例が示された。川崎市から時間と交通費をかけて東和町まで保養にくる市民がどれほどいると考えたのだろうか。その計画が市民に公開され



ていけば、こんな税金の無駄使いをしなくてすんだらうにと笑い話のような現実にびっくりさせられた。

櫻井さんは仙台市民オンブズマンの活動がこれらの税金の無駄使いをやめさせる先頭をきっていることに大きなエールを贈ってください、当日の講演料をカンパしてくださった。

シンポジウムでは仙台市の“塩づけ土地”について詳しく説明されたが、この間のオンブズマンの活動によって、市側も計画の見直しをせざるを得なくなっていることが話された。

みやぎ国体について調査、進行中

仙台市民オンブズマン
歯科医師 伊藤 智恵

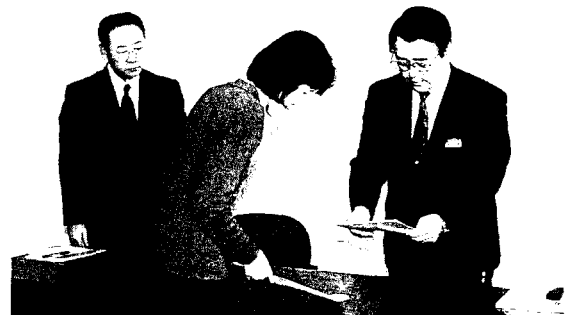
1) 馬術競技について

前報告したように、馬術競技における補助金(競技力向上対策事業)支出についての問題点(杜撰な会計処理、違法な支出、粉飾決済の可能性、そして県有馬購入における疑惑など)について、監査請求しました。監査委員は、今回ようやく重い腰を上げ(または、全国的な馬術競技における疑惑の報道を重く見たのか)、ほぼ満足できる内容で、主務課であるスポーツ振興課に対する改善指導を行いました。単競技に対する指導ではありますが、これは当然、他団体にも良好な影響が及ぶことが期待できます。

2) 国体関係経費総額について

何度も何度も県に問い合わせ、出てきたのが

以下の数字です。1. 競技施設整備(県) 56,078(百万円、以下同じ) 2. 競技施設整備(市町村) 76,591、3. アクセス道路等整備(県・市町村) 93,672、4. 駐車場整備(県) 218、5. 大会運営費(市町村) 7,692、6. 競技力向上対策事業(県) 2,743、合計236,994(百万円)。なんと、2,369億円ですよ! 国体1回で、こんなに驚異的な税金が



住民監査請求を提出

浪費されるのです。しかもこれには、今年行われる予定のリハーサル大会運営費や、国体後の施設の維持管理費などは含まれていないのです。国体のあり方について国民的議論がぜひ必要だと思われせられる額といえましょう。

現在我々は、各市町村に対して財政負担の実態や、準備の過程で生じているであろう国体のあり

方に関しての意見を収集するアンケート調査を実施中です。

今後は、アンケート結果をもとに、近年の国体開催県、および開催予定県のオンブズマンとも連携して全国的調査を進め、国体の見直しのための提言を、文部省・日本体育協会など関係機関に働きかけて行く予定です。

第4回全国情報公開度ランキング 宮城県・仙台市ともにトップを維持

仙台市民オンブズマン 事務局長 庫山 恆 輔

第4回全国情報公開度ランキング調査は、①首長交際費、②議長交際費、③土地開発公社の土地保有情報、④警察本部の信号機設置情報(都道府県のみ)の4項目について行われた。これまでと比べて、食糧費・旅費が調査項目から姿を消し、議会、警察、外郭団体の情報が対象とされたのが大きな特徴である。

調査項目の大幅変更もあって、順位にも変動が見られた。前回44位の愛知が5位に、29位の秋田が7位に躍進。一方7位の千葉は30位、3位の山口は19位に急降下した。この中で、宮城(100点満点で80点)は、2位の北海道(66点)以下を大きく引き離してダントツのトップを維持。仙台も政令市で札幌とトップを分け合った。

宮城・仙台の2年連続のトップは、宮城県の情報公開の「実力」を端的に示しているものと言っ



「情報公開ランキング」の発表

て良い。このことは、私たち仙台市民オンブズマンのこれまでの活動の成果でもあり、素直に喜ぶたいと思う。

しかし、改善すべき課題も明確だ。宮城県については、県警(公安委員会)を早急に実施機関に入れ、県警の恣意的な判断が働く余地のない条例に仕上げる。仙台市については、時代遅れの現行条例を早急に改正することと、交際相手情報を全面的に公開することが求められている。

全国連絡会議報告

仙台市民オンブズマン 全国代表幹事・弁護士 小野寺 信 一

5月28日、連絡会議の移動拡大幹事会が仙台で開かれ、21地区、40数名が参加した。

ポイントは、

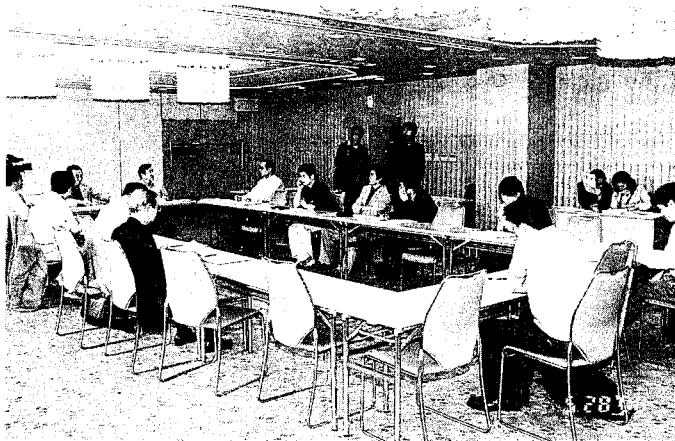
① 情報公開市民センターについては7月8～9日の両日、全国一斉の「国の不正支出・警察不祥事110番」を実施し、それをもとに夏の全国大



全国拡大幹事会

会で来年4月1日施行の情報公開法をどのように使いこなすのかを議論する、との方針が了承された。

② 塩漬け土地については、公社の借り入れ金利を中心とした自治体アンケートを実施し、金利のワーストランキングを夏の大会で発表し、自治省に塩漬け土地の解消に向けてさらにプレッシャーをかけていくことが了承された。



専門委員会

③ 5月27日、連絡会議によって全国情報公開弁護団が結成されたことが報告された。これまでの情報公開の到達点を確認し、最高裁に継続している20件を超える情報公開訴訟に対し、住民の側から充実した主張を展開するとともに、来年以降の情報公開法に基づく訴訟に対応できるよう準備を進めることが確認された。なお、この弁護団の立ち上げは、北海道・東北ネットワークの援助を受けつつ、当面仙台で担当することになった。情報公開市民センターが官僚政治を打破する橋頭堡になり得るかどうかは、この弁護団の成否にかかっているとと言っても過言ではない。拡大幹事会の後、会場の近くの寿司屋でいつものとおりジョッキを傾けての反省会が開かれた。接待側はくたびれたが、参加者に“さすが官官接待のメッカ仙台市（セッター市）”との満足感を持っていただけたものと思う。

北海道・東北ネットワーク

仙台市民オンブズマン 増田 隆 男
弁護士

2月11・12日の栃木例会の第1日は「首都機能移転」フォーラム、参加者は120名と会場はほぼ満杯という熱気あふれる意義のある集会であった。小川明夫元朝日新聞論説委員・田嶋進栃木県企画部長の参加という行政側も参加しての活発な議論は充実したものであり大変面白かった。市民オンブズマン栃木の皆さんの努力に感謝したい。小川氏の基調報告では国債整理基金の資金繰り状況の表に基づいて、「インフレが何時起こってもおかしくない状況下に、今首都機能移転などを考

える時期ではない」と手厳しい批判がなされた。行政の責任者が参加するというのは問題提起がはっきりして面白い。今後もこのような形式を是非追求したいものである。さて、翌日のブロック会議では新潟の野球大会の東京高裁の事件については広田代表から厳しい予測で報告されたが、4月26日の判決は逆転全面勝利であった。次回は弘前例会となるが、総選挙後の7月1・2日で「行政の意思形成過程の透明性」というテーマで行いたいということである。前回の栃木からの参加予定者が多く、この発展を喜ぶたい。



栃木例会にむけての打合せ



「大年寺山訴訟」について

仙台市民オンブズマン代表
弁護士 松澤陽明

昨年3月の一審却下判決の不当性を控訴している大年寺山訴訟は、本年2月4日に結審となった。

本件の第1の争点は、公金支出が故意に隠匿されずに為されていれば、その内容が市民にとって把握できないものであっても、1年の監査請求期間の経過により請求監査が出来なくなるとの法解釈が妥当なのか否かである。

把握できたときから遅滞なく監査請求すれば、法に定める「正当の理由」があるとして監査請求を認めるべきだと、私達は主張している。個別事案で故意に情報隠蔽が為されなくとも、市民に情報が伝わらないという行政の情報独占構造自体を情報隠しと評価すべきだからである。

第2の争点は、土地開発公社を介在させた取引だと言う事で、住民が仙台市を代位して訴えた訴訟を実質的に土地開発公社を代位している訴訟だと解釈し、却下する事が許されるのか否かということである。少なくとも私には、原判決の論理が理解できない。

判決期日は、当初4月28日、次に5月26日と指定されたが、いずれも延期されて、7月25日の午後1時10分となっている。常識に沿った判決を期待したいものである。

バルーン事件報告

仙台市民オンブズマン
弁護士 吉岡和弘

いよいよ、証人尋問がはじまります。6月13日午前10時30分から仙台市で本件を直接担当していた企画局企画調整課の小林主査の尋問です。本件バルーン大会の企画が仙台市に持ち込まれた経緯、

持ち込んだ者、その理由、3,000万円の支出経緯等について質問をする予定ですし、本件バルーン大会開催にあたり、仙台市は一体どのような検討を行ったか。また、2回目のバルーン大会が中止となった理由と仙台市のその後の対応等について質問をする予定です。また、この尋問の後は本大会の実行委員会委員長に、本件バルーン大会が仙台市の補助金なくしては実行不可能だったのか、実行委員会の実態はいかなるものなのか等々を尋問する予定です。どうぞ、傍聴を宜しくお願い致します。

鑄鉄管裁判報告

仙台市民オンブズマン
弁護士 小野寺信一

(株)クボタ外2社の鑄鉄管の販売を巡るヤミカルテルによって、仙台市ガス局が不当に高い鑄鉄管を購入させられた損害を(株)クボタに請求するよう求めている住民訴訟は、(株)クボタ外2社の役員の特禁法違反の刑事事件が終了したので、その記録を裁判所から取り寄せて、損害請求ができるかどうか検討することになった。刑事記録は、現在他の地方裁判所に取り寄せられているので、それが東京高等検察庁に戻り次第、仙台地裁に送付するよう「予約」した。夏休み中に分厚い記録に埋もれて分析を行う予定である。

官遊地

仙台市民オンブズマン
弁護士 吉岡和弘

この四月に裁判官が代わりました。新しい裁判官は、本件と同種の裁判例はないのかどうか、調査してほしいと釈明しました。これに対し、私たちは、本件のような行政の不作为に関する直接的判例はない。なぜなら、これまで職員の不作为が

あっても損害との因果関係が希薄であることが多く訴訟にまでは至らなかったためだと思われること、しかし、本件のように、被告らの違法な不作為によって、仙台市が刻々、多額の金利等を負担し続けなければならない事案については不作為と損害の因果関係は明白であり、それだけに、被告らの不作為を放置しえないとする住民訴訟は地方公共団体の財務上の損害発生を防止しようとする住民らにとって不可欠な法的手段であることを強調する書面を提出しました。いずれにせよ、住民訴訟は作為のみであり、不作為は対象外という被告の理屈は無理があります。今後の展開をご注目ください。

文部省委嘱事業費不正支出に関する情報公開訴訟

仙台市民オンブズマン
弁護士 坂野 智 憲

文部省委嘱事業費不正支出問題とは、文部省が各都道府県に委嘱している教育事業に係る費用について、宮城県を含む22府県の教育委員会がカラ出張や、講師の人数を水増しするなどの方法で、過大な費用を文部省から受領しこれを教育委員会内部での飲食費、接待費、各種団体への祝儀等に流用していたというものです。宮城県においても、県教委の指導課等において、総額2,424万円の不正支出がなされていたとされています。

裁判において県は、「不正支出額調書」等の文書は会計検査院が行う検査に関する情報であって公開により会計検査院の検査事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると主張しています。なぜ支障が生ずるかといえば、不正支出調書は非公開を前提で作成されているので、もし公開されると今後会計検査を受ける県の職員が官職氏名等の個人情報の公開による混乱または各種関係者との間における紛争等を危惧して会計検査院の調査に協力しなくなるおそれがあるからというのです。裁判所から会計検査院に対して調査囑託がなされましたが、その回答において会計検査院も同様の懸念を表明しています。つまり宮城県は教育庁の職員はもし不正支出調書が公開され

ると今後会計検査院の調査に協力しないような連中だから公開はできないと開き直っているのです。秘密にしてくれるなら調査に協力するが、秘密にしないなら協力しないなどということが公務員に許されるのでしょうか。全くふざけた主張といわざるを得ません。今回は県教育庁職員の証人尋問が、その次は会計検査院職員の証人尋問が行われる予定です。

仙台市議会与党代表者会議の文書公開請求

仙台市民オンブズマン
タイアップグループ 副会長
弁護士 高橋 輝 雄

前号でも報告しましたが、仙台市は定例市議会開催前に議会提出予定の議案等の説明のために、与党に対してのみその代表者会議の開催を依頼して会議を開催していました。そして、その会議での結論や意向が市議会の意思決定を左右していると言われています。

そのような重要な会議が、特定会派との間でのみ非公開に行われていることは問題ではないかということで、その会議に提出される文書の公開を求めているものです。

仙台市の方では、その資料は存在するが、その会議は非公開であるので、公文書としては作成していない。また、仙台市事務決裁規程における「決裁」とは、仙台市としての判断等を対外的に正式に表示する場合か、制度として内部的に一定の判断をする場合の意思決定を意味するが、与党代表者での説明は、右の要件に当たらないから、そこに提出する資料について決裁の手続きは必要がなく、よってその資料は公文書ではないと主張しています。

これに対し、オンブズマン側では、右資料が本来決裁を受けるべき公文書か否かの判断には、右会議の実態の把握が必要不可欠であるとして、会議の開催回数、参加者や役職名、資料の種類（名称）及び概要等につき釈明を求めているが、市はこれに応じません。現在この攻防が続いています。

「仙台市民オンブズマン」の活動

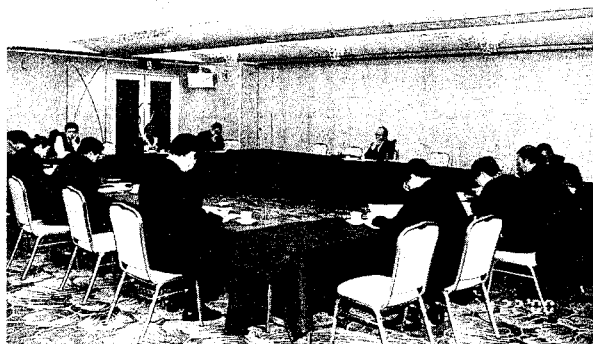
1999. 12. 17 ~ 2000. 6. 15

1999.

- 12. 17 三本木中核施設関係資料一部開示
- 20 県財政危機関係資料・首都機能移転関係資料一部開示
- 21 大年寺山控訴審公判
〃 オンブズマン役員会・12月例会・忘年会
- 22 県議会文書異議申立の意見陳述打ち合せ
〃 県政調査費公開についての申し入れ（議長・各会派）
- 24 県議会文書異議申立意見陳述
- 28 首都機能移転関係資料一部開示

2000.

- 1. 7 国体チーム検討会
- 12 新年会打ち合せ
〃 与代情報公開訴訟打ち合せ
〃 首都機能移転、三本木、第4回フォーラム打ち合せ
- 13 築館住民運動グループ来所
- 15 石巻住民運動グループ来所
〃 首都機能移転打ち合せ（栃木、福島、宮城）
- 16 情報公開ランキング判定委員会
- 18 薬害タイアップ仙台例会
- 20 国体馬術競技補助金監査請求
- 22 情報公開法勉強会
〃 オンブズマン1月例会・合同新年会



仙台市民オンブズマン・タイアップグループ新年会



- 24 与代情報公開公判
- 25 バルーン大会弁護団会議
- 26 県警信号機入札調書閲覧
- 2. 1 バルーン大会公判
〃 タイアップグループ例会
- 2 国体関係文書一部開示
- 3 文部省情報公開進行協議
〃 官有地公判
- 4 大年寺山控訴審公判
- 5 第4回情報公開ランキング判定委員会、全国連絡会議専門委員会
- 6 全国連絡会議専門委員会、拡大幹事会
- 8 国体チーム検討会
- 10 首都機能移転問題データ整理
- 11~12 北海道・東北ネットワーク栃木例会
- 14 三本木問題等検討会
- 18 市財産管理課長と面談
〃 国体県有馬関係文書一部開示
- 21 石巻赤十字病院・県土地開発公社関係文書一部開示
- 22 オンブズマン2月例会
- 24 県議会文書異議申立の件で全面開示の答

- 申
- 〃 県有馬購入の件で申し入れ
- 25 仙台市土地開発公社関係文書開示
- 26 第4回情報公開度ランキング判定委員会
- 28 タイアップグループ会報打ち合せ
- 29 公共事業検討委員会
- 3. 2 国体関係文書一部開示
- 3 黒川郡事務職員会講演会
- 6 アクセス鉄道関係文書一部開示
- 〃 薬害タイアップグループ仙台支部例会
- 7 東西交通軸関係文書開示
- 8 第4回情報公開度ランキング発表、宮城・仙台ともに1位
- 〃 与代情報公開弁護団会議
- 9 文部省情報公開公判
- 〃 官遊地フォーラム打ち合せ
- 14 バルーン大会公判
- 〃 タイアップグループ会報打ち合せ
- 15 国体関係文書一部開示
- 16 官遊地公判
- 17 県警・県議会情報公開控訴審判決、逆転勝訴
- 18 いわき・オンブズマンと共に歩む会講演会
- 21 オンブズマン3月例会
- 23 県議会各会派代表者会議結果報告書開示
- 24 市町村土地開発公社関係文書一部開示
- 27 与代情報公開公判
- 〃 鋳鉄管公判
- 28 タイアップグループ会報発行打合せ
- 31 国体関係文書開示
- 4. 2 全国連絡会議専門委員会・拡大幹事会
- 4 タイアップグループ例会
- 6 米山町住民グループ来所
- 10 女川町議員町長交際費の件で来所
- 11 バルーン大会公判
- 12 第4回フォーラム打ち合せ
- 〃 第4回フォーラムチラシ作成打合せ
- 17 国体チーム検討会
- 19 オンブズマン4月例会
- 20 官遊地公判
- 22 菅谷台住民グループ集会
- 25 県警・県議会食糧費判決（公文書性認めるも、一部非開示を認容）
- 27 フォーラム案内状発送
- 5. 1 築館住民訴訟打合せ
- 〃 オンブズマン臨時会

- 2 警察・議会会費不正支出調査についての申し入れ
- 8 県警・県議会食糧費支払先非開示について控訴状提出
- 9 薬害タイアップグループ仙台支部例会
- 10 国体アンケート作成作業
- 11 一関住民グループ集会
- 12 フォーラム準備作業
- 〃 国体アンケート71市町村へ発送
- 15 県政調査費打合せ
- 17 フォーラム準備作業
- 〃 与代弁護団会議
- 18 県警・県議会情報開示に関する要望書提出
- 19 オンブズマン会報打合せ
- 22 オンブズマンフォーラム開催についての記者レク
- 〃 与代弁論準備
- 〃 フォーラム打合せ
- 23 オンブズマン5月例会
- 24 オンブズマンフォーラム4



- 25 NOMA情報公開講座
- 27 情報公開全国統一弁護団結成準備会
- 28 全国連絡会議専門委員会・拡大幹事会
- 29 文部省情報公開証人尋問
- 30 アクセス鉄道関係一部開示
- 31 警察・議会関係文書一部開示
- 6. 2 米山町住民グループ来所
- 5 鋳鉄管公判
- 6 タイアップグループ例会
- 7 会報「オンブズマン」割りつけ作業
- 8 官遊地公判
- 〃 バルーン大会弁護団会議
- 9 国体チーム検討会
- 13 バルーン大会証人尋問
- 15 会報「オンブズマン」No.12発行

タイアップグループ主催 秋の「オンブズマン支援企画」内容決定！

緞帳どんちょうが開くと胡弓の調べが会場に響く。

10月30日（月）太白区長町の“楽楽楽（ららら）ホール”は、二胡（中国名）＝日本名で『胡弓』の奏でるやさしくせつない音色が、さらに昨年大好評だった小池マリコさんのシャンソンのうたごえが、私たちを郷愁に誘わないではないだろう。

《ワビサビ》の世界に憧れるオンブズマンやタイアップグループのメンバーには、一人でも多くの方をさそってみたい、と思わせる企画になった。会場が狭かったといわれるような『支援企画』にしたい。

ここでは、胡弓演奏家の尹世高インセイコウさんを紹介する。尹世高さんは、1950年、中国丹東市に生まれ、8歳から胡弓を習い、17歳まで東港市歌舞団に、その後25歳まで丹東芸術団に在籍。1987年8月に全国胡弓コンテストで演奏と作曲のそれぞれが優勝。音楽学院で学んだあと、プロ演奏家として劇場演奏会を中心に活躍してきた。

97年、夫と生き別れ中国残留婦人となっていた義理の母の「日本に骨を埋めたい」との願いをかなえるため、一人娘を連れ家族4人で来日。義母が石巻出身だったことから、仙台での生活になった。徐々に演奏家としての仕事ができるようになり、ファンも増えてきている。仙台は自然環境や町の雰囲気故郷の丹東市と似ているという。

中国では、演奏会場にタクシーを待たせて移動したというほどの超売れっ子だった。今から楽しみである。

6月18日（日）泉区のショッピングセンター・セルバ1階で無料の演奏会があるので、聴きにいききたい。（時間は、13時～と15時～）



＜タイアップグループ会報発行＞

それは突然（極私的発行経緯）

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ 電 脳 太 郎

それは突然やってきたのだ。

タイアップグループ会報の発行のいきさつを書くように、との依頼を受け、パソコンの前に座った僕の脳裡に突然浮かんだのは、「荒地」の詩人、黒田三郎の詩集「ひとりの女に」の冒頭にある「それは」という作品であった。

それは

信仰深いあなたのお父様を

絶望の谷につき落とした

という言葉で始まる恋の歌であるが、タイアップグループ会報も恋のように突然インスピレーションが飛び交い、あとは脱兎のごとく発行までに漕ぎつけたのである。

そう、それは確かに恋だったのかも知れない。

2月1日、居酒屋「オンブズマン」は今年初めての例会であり、酒は日本酒ファン垂涎の出羽桜「ゆき漫々」が持ち込まれ、高橋シェフのけんちん汁がまた常以上においしく、はしゃいだ気分だった。恋のように幸福な時間が終わろうとしたまさにそのとき、幸福な時間を延長させようとするかのように大きな力が働き、発行が決まったのだ。

僕はじっと眼をつぶる

すると

僕のなかを明日の方へとぶ

白い美しい蝶がいるのだ

（ひとりの女に・僕はまるでちがってより）

オンブズマン運動の白い美しい蝶、タイアップグループ会報に素敵な名前を、あなたが付けてください。

会長のごあいさつ



仙台市民オンブズマン・
タイアップグループ会長
弁護士

藤田 紀子

すっかり市民になじみとな
った仙台市民オンブズマンの
フォーラムの4回目が5月24

日、戦災復興記念館で開かれました。今年は今最
高人気のジャーナリスト櫻井よしこさんにいらし
ていただいて「納税者よ怒れ」という題で塩づけ
官遊地について講演していただきました。この後
もシンポジウム、ビデオで実態を知ってもらう、
再発防止策の提言など盛り沢山で中身の濃いフォー
ラムでした。

もう一つ大きなイベントは秋のオンブズマン支
援のコンサートです。今年もこれを成功させるよ
うタイアップの皆様のご協力よろしくお願い致し
ます。知恵と力を集結させて素晴らしいイベント
にしましょう。

警察の不祥事、情報隠し、塩漬け土地による財
政悪化、どれをとっても納税者として腹の立つこ
とばかりですが、怒りは政治を良くする重要な原

点と考えます。怒りの声を大きくするために是非
タイアップグループの例会に顔を出して下さい。
怒りの声をどうオンブズマンの活動に反映させる
か、オンブズマンの人達と共に話し合い、いつの
間にかアルコールが入って新鮮な、あるいは珍奇
な意見が出るのも例会の魅力的なところですよ。

変わらぬご支援をお願いします(何だか、立候補
の街宣みたい・・・)。

回文コーナー ★★★

今回は、「県警食糧費文書等はじめて公開
される/しかし、墨塗が…」がテーマです。

ほう そう そう ほ
法 曹 爽 歩

- 墨塗り濃い県警 懲りぬミス ○
- 墨塗り懇談・歓談 懲りぬミス ○
- 墨塗り懇親 あっけらかん
きんねんねんさん ちんしん こ
近年年金からけつ安心 懲りぬミス ○

仙台市民オンブズマン・ タイアップグループ 総会と懇親会のご案内

とき 7月15日(土)

ところ ホテル白萩 (☎ 265-3411)

会 費 6,000円 (仙台市青葉区錦町2-2-11)

オンブズマン総会 13:30~15:30

タイアップ総会 15:30~16:00

懇 親 会 16:30~18:30

会費納入のお願い

■ 今期も間もなく締めとなります。会費未納
の方、納入のご協力をお願いします。年々会費
の納入率が低くなる傾向がありますので、ご協
力下さい。

■ 来年4月には、情報公開法が施行されます。
これを『静かなる革命』と呼ぶ人もいます。情
報公開のトップランナーとしては、法律をどう
運用させていくか……タイアップグループの活
動は、ますます広がりそうです。来期の活動を
着実に進めるために、ご協力いただきますよう、
お願いいたします。

〈会費納入先〉

七十七銀行本店(普通) 6530010

郵便局振込 02290-6-8050

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

仙台市民オンブズマン タイアップグループ会則

- (1) 加入資格: 仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛
同し、支援する意志のある個人。
- (2) 会 費: 年10,000円
但し、協賛金については、自由に受け付
け、緊急時の支援費用に充当する。
- (3) 活動内容: 年2回の会報の発行。臨時の会報は必要
に応じて随時発行する。
市民の為の公開講座などを開催する。
その他の事業の企画、実施。
- (4) 総 会: 年1回とし、オンブズマンの総会に準じ
て開催する。
- (5) 役 員: 会 長 1名、副 会 長 若干名
- (6) 会 計: 1名、会計監事 2名
- (7) 役 員 会: 必要に応じて開催する。
- (7) 事 務 局: 事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3
28 朝市ビル3階とする。
- (8) 会計について: 年会費のうち、30%についてはオン
ブズマンへの支援金として拠出する。協
賛金からの特別拠出金については、必要
に応じて随時役員会において決定の上支
出する。以上の拠出金、特別拠出金の会
計処理内容については、総会の際にオン
ブズマン事務局より報告を受けるものと
する。